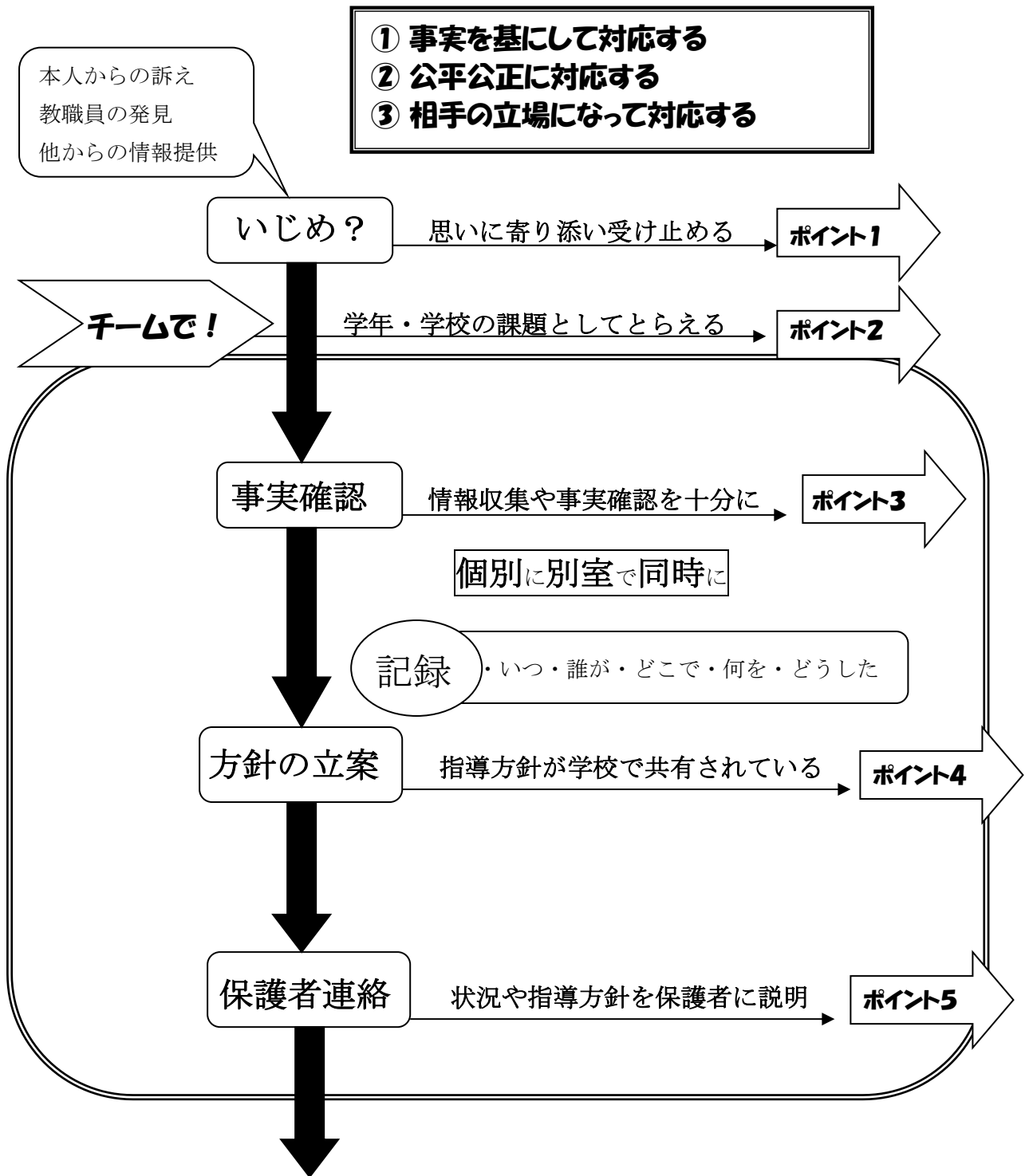


# 二宮西中学校「いじめ」対応マニュアル

26. 04. 01



今後の指導方針の確認

できるだけ早急に対応

翌日へ

そして、解決へ

## ポイント1

### いじめ？

生徒の不安、保護者の  
思いに寄り添い受け止める

- いじめかな？と思ったらまずその子に関わって、しっかり受け止める。
- いじめを受けている生徒本人からの訴えや、保護者からの訴えがあった場合は、十分に聞き取る。  
→不安やつらさをしっかり受け止めることが、安心感や信頼感につながる。
- いじめを受けている生徒を「絶対に守る」こと、そのためには校内の先生方と一緒に対応することを伝える。
- 関係者がチームを作り、すぐに、いじめを受けている生徒の心のケアをする。

## ポイント2

### チームで！

「報告・連絡・相談」

起きている問題を  
学年・学校の課題としてとらえる

- 「まずは伝えること！」  
いじめではないかととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。
- 日頃からのチームをもとに、事案に応じて関係者がチームを作る。  
(例：担任、学年主任、教頭、教育相談コーディネーター、支援教育主任、生担、養教、SC、SSW)  
<チームのメリット>
  - ・多様な情報が得られる
  - ・色々な視点から物事を分析できる
  - ・構成メンバーの持ち味が活かせる
- 中心的な役割（リーダー）を決める。

## ポイント3

### 事実確認

情報収集や事実確認を十分に行う

- チームで事実確認の方法と役割分担を確認して行う。

<事実確認において留意すること>

- ・時間帯 聞き取りを行うのは原則として学習権を侵害しない時間帯に
- ・場所 目立たない場所で
- ・加害者・被害者ともに事実をしっかりと聞く
- ・必ず記録をとる

#### ■聞き取りの留意点

##### ①一度目の聞き取り

一度目の聞き取りを、時間を決め分担して**個別に別室で同時**に実施

##### ②集約

決められた時間になったら、集まって、聞き取った内容をリーダーに報告（このときに聞き取りを行っている生徒はその場に**待機**させる）

##### ③再確認

食い違う点について**再度聞き取る**

**ポイント4****方針立案**指導方針が学校で共有されている

○立案にあたって、次のことに留意する。

&lt;被害生徒&gt;

- ・本人の安全確保、心のケアと継続的な見守り
- ・本人や保護者とのこまめな情報交換

&lt;加害生徒&gt;

- ・その行為は人権侵害であるという毅然とした指導
- ・本人が抱える思い、問題行動の背景や要因を探る
- ・保護者へのこまめな連絡により家庭と学校の指導の連携を図る

このできごとを通して、教育として「子どもたちに何を学ばせたいか」

**ポイント5****保護者連絡**現在の状況や指導方針について説明

○直接、保護者へ説明。家庭訪問。電話。

○事実についての説明は、推測や個人的な解釈は交えない。

○保護者の話はていねいに受け止め、安心感が持てる話し方をする。

○随時経過を報告することを約束する。

○学校だけでなく、家庭での指導について「一緒に考えましょう」という姿勢で！

→保護者との信頼関係づくりへつながる。

**今後の指導方針の確認 翌日へ  
そして、解決へ**

**■被害生徒から訴えがあった場合の指導方針の例**

被害生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒の思いをていねいに聞き取る。「困っていること」を聞く。</li> <li>・被害生徒の安全を守る見守り体制をつくる。</li> </ul>
加害生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害生徒に対し、被害生徒が「困っていること」（または、そう思われる可能性のあること）をすぐにやめるように指導する。</li> <li>・その行動をとった理由や気持ちを聞く。</li> <li>・加害生徒のとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。</li> <li>・「どうすべきだったか」という謝罪の気持ちをつくり、今後は「どうすればよいか」という前向きな姿勢をつくる。</li> </ul>
周 囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでのいじめに関するアンケートをチェックし、本事案に関する記載やその他気になる記載について再確認する。</li> </ul>
保 護 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害及び加害生徒の保護者への説明内容（客観的事実・指導方針・現状・家庭での支援の依頼）の確認を行う。</li> <li>・家庭訪問で保護者に説明する。</li> </ul>

### <いじめの早期発見に向けて>

学校生活では様々な場面で、子どもたちからのサインをキャッチすることができます。アンケートの結果なども活用して「今週は、こういう視点で子どもたちを見ていこう」等、学校や学年で生徒を見る視点を話し合い、振り返りを行うなど、取り組みを工夫しましょう。

#### 【登校時・朝の会】

- 遅刻・欠席（ぎりぎりの登校）
- 表情が暗く元気がない・無理に明るい
- あいさつの声が小さい（しない）・いつもと違う
- 体調不良を訴える

#### 【授業中】

- 忘れ物が増えた
- 成績や学習意欲が低下する

#### 【休み時間】

- 一人で過ごしている
- 遊びと称して友だちとふざけあっているが、表情がさえない
- トイレ等にこもっていることが多い
- ケガや傷が多い、服を汚す
- 教員にまとわりつく、寄ってくる

#### 【昼食時】

- 食欲がない

#### 【帰りの会・下校時】

- なかなか下校しようとしなない
- あわてて下校する

#### 【部活動】

- 欠席が増える
- 参加意欲が低下している

#### 【学校生活全般】

- 保健室によく行くようになる
- 弱いものにあたる
- ある生徒の所にゴミが置かれている
- 衣服に足跡などがついている

## ○発見しにくい「いじめ」に対して

### <グループ内のいじめ>

普段生徒たちは互いにふざけたりじゃれあったりしていますが、遊びの中に一定のルールがあり、平等に役割の交代があります。遊びの仲間のグループ内でのいじめでは、ふざけ、いじわる、からかいなどで役割が交代せず、次第に支配・服従の関係ができ、特定の生徒がコントロールされるような状況に陥ります。その後、暴力行為など、「いじめ」がエスカレートしていきます。見えにくい遊び仲間のグループ内での「いじめ」についてもサインを見逃さず、早期に「いじめ」を発見し、適切な指導をすることが重要です。

### <「いじる」「いじられる」>

自分の失敗や欠点をわざと言って受けをねらう「いじられる」行為、それをあげつらって笑う「いじる」行為は、時として「公然と行われるいじめ」になります。いじる側に悪意があったとしても、笑いを取るためと正当化され、いじられる側も拒否しにくくなり、次第にエスカレートします。不適切なコミュニケーションを「いじり」として容認せず、適切なコミュニケーションについてしっかり指導する必要があります。

### <インターネットを介したいじめ>

ネット上の「いじめ」は短時間で不特定多数が関与する可能性があり、本人の自覚のないうちに深刻な状況に陥ります。掲示板、ブログ、プロフィールサイト等への誹謗中傷の書き込みやメール送信等、ネット上のトラブルを防ぐには、情報モラル教育の充実とともに、家庭での取り組みが欠かせません。家庭内でのルールづくりやフィルタリングによる安全対策の徹底を啓発する必要があります。